

「健康経営優良法人」ロゴマーク使用規約

令和7年4月30日
経済産業省 商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課

1. 目的

「健康経営優良法人」ロゴマーク使用規約（以下「本利用規約」という。）は、「健康経営優良法人認定制度」の大規模法人部門又は中小規模法人部門に認定された企業等が、「健康経営優良法人」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2. ロゴマークについて

ロゴマークは、別紙に掲げるものです。

なお、ロゴマークは「健康経営優良法人」のシンボルとして活用するために作成しており、認定年度によって、ロゴマークに記載される西暦の表示が変わります。

3. ロゴマークの使用

- (1) 「健康経営優良法人」に認定された法人（以下「認定法人」という。）は、大規模法人部門又は中小規模法人部門のうち、認定された部門における認定年度の西暦記載のロゴマークを使用して広報活動を展開することができます。ただし、その用途は、従業員、求職者、取引先企業等のステークホルダーに対し企業情報を紹介する目的に限られ、以下の用途で用いることは出来ません。
 - ア. 認定法人が提供する商品やサービスの品質を保証・担保するかのように用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。
 - イ. 法令や公序良俗に反するもの。
- (2) 認定法人は、「健康経営優良法人」に認定された日以降、ロゴマークを無償で使用することができます。
- (3) 認定法人は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。
- (4) 認定法人は、「健康経営優良法人」の認定有効期間の満了、認定の取消等により、「健康経営優良法人」としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができません。
- (5) 経済産業省、厚生労働省、日本健康会議、健康経営優良法人認定事務局、加入法人等への健康経営の推進・普及等の広報活動を利用目的とした公的医療保険者（全国健康保険協会、健康保険組合連合会の会員である健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合等）及び健康経営優良法人申請促進等の広報を目的とする報道機関等はロゴマークを使用することができます。また、経済産業省又は健康経営優良法人認定事務局の許諾を得たうえで、「翌年度の西暦表示が記されたロゴマーク」も使用することができます。

4. ロゴマークの使用期限

認定法人によるロゴマークの使用は、認定時に付与されたロゴマークに記載されている西暦の年度に限ります。

5. 使用状況の報告

経済産業省又は健康経営優良法人認定事務局は、ロゴマークを使用している認定法人に対し、

その使用状況について報告を求めることがあります。

6. 規約の改定

本利用規約は、経済産業省により、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合があります。

平成29年2月21日 改定
令和2年3月2日 改定
令和3年3月4日 改定
令和5年2月24日 改定
令和6年2月22日 改定
令和6年8月30日 改定
令和7年2月20日 改定
令和7年4月30日 改定

以上

(別紙)

健康経営優良法人ロゴマーク

【大規模法人部門】



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門
ホワイト500



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門
ホワイト500



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門

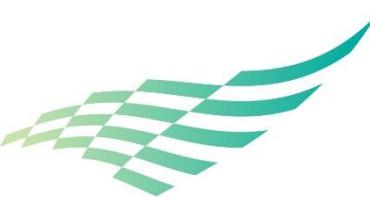
【中小規模法人部門】



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門
ブライト500



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門
ブライト500



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門
ネクストブライト1000



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門
ネクストブライト1000



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門